

第6章 労働

市原市の労働環境

わが国の雇用情勢は、景気回復を反映し、完全失業率が低下傾向で推移するなど改善傾向にあるが、若年者層については、依然高失業率で推移するとともに、ニートと呼ばれる若者が急増しており、厳しい状況が続いている。

また、パートタイム労働者や派遣労働者、若年者を中心としたフリーターが増加するなど、雇用・就業形態の多様化が進み、労働環境は大きく変化している。

このような状況のなか、本市では、雇用機会の拡充や職業能力向上の支援を行い、雇用の安定的な確保及び促進を図るとともに、勤労者が意欲を持って働けるよう、勤労者の福利厚生の実施や労働環境の整備の促進を図るなど、各事業を実施しているところである。

平成 17 年国勢調査の結果によると、本市の 15 歳以上人口 240,999 人のうち、労働力人口は 142,247 人、完全失業者数は 8,117 人で、失業率は 5.7% となっており、平成 12 年の同調査時点より、労働力人口は 1,117 人の減少、完全失業者数は 1,346 人の増加で、失業率は 4.7% から 1 ポイント上昇している。(表-1)

また、本市に所在する総事業所数及びその従業者数は、平成 18 年事業所・企業統計調査の結果によると、それぞれ 8,575 事業所、106,201 人で、平成 13 年の同調査時点より 552 事業所の減少 (▲6.0%)、5,038 人の減少 (▲4.5%) となっている。(表-2)

表-1 市内の労働力状態・15歳以上人口 (単位:人)

	総数 (★)	労働力人口				非労働力人口
		総数	就業者	完全失業者	失業率	総数
平成 12 年	236,070	143,364	136,593	6,771	4.7%	86,431
平成 17 年	240,999	142,247	134,130	8,117	5.7%	89,330

(注) 総数 (★) は労働力状態「不詳」を含む。

総務省統計局 「国勢調査」

表-2 市内の事業所数及び従業者数

	事業所数		従業者数 (人)	
		うち民営		うち民営
平成 13 年	9,127	8,868	111,239	104,277
平成 18 年	8,575	8,334	106,201	99,934

総務省統計局 「事業所・企業統計調査」

※ニート (NEET)

Not in Education, Employment or Training の頭文字をとった言葉で、学校にも行かず、仕事にも就かず、職業訓練にも参加していない若者を指す。

I. 雇用安定対策

1. 職業紹介施設の充実

求職者の利便性の向上を図り、雇用機会を拡大するため、国の職業紹介施設である『市原パートバンク』及び『市原市高年齢者職業相談室』※では、職業相談員の配置、求人情報インターネット検索コーナーの設置など、運営協力や機能拡充を行っている。(図 I-1)

※『市原市高年齢者職業相談室』は平成19年2月末日をもって廃止になり、その業務が『市原パートバンク』に包括された。

平成19年3月5日から『市原パートバンク』が市原市勤労会館内に移設したことに伴い、『市原市就職支援コーナー』を加え『市原ワークプラザ』を開設した。

職業紹介施設の概要

施設名	市原ワークプラザ
業務内容	(1)市原パートバンク 求人受付・求職受付及び職業紹介並びに、自己検索機により求人情報を提供する。 (2)市原市就職支援コーナー ①個別相談コーナー ・雇用能力開発機構と連携して、就職支援個別相談を行う。 (毎週月曜日 午前9時30分～午後4時30分) ②インターネット求人検索コーナー ハローワークのインターネットサービスに接続し、全国の求人情報を検索することができる。 ③履歴書作成用パソコンの設置
所在地	市原市五井8187-1 (市原市勤労会館1階)
電話番号	23-6941 23-1830

図 I - 1 市原ワークプラザ利用者数

	16年度	17年度	18年度	19年度
新規求職者数（人）	4,292	3,797	3,425	3,023
新規求人数（人）	2,636	1,473	1,312	1,374
紹介件数（件）	3,243	2,760	2,408	2,979
就職者数（人）	818	764	630	717
求人情報インターネット検索コーナー利用者数 （人）	1,371	472	321	1,444
タッチパネル求人検索機利用者数（人）	2,413	10,559	10,442	14,948

（注）平成18年度以前の数値は、『市原パートバンク』及び『市原市高年齢者職業相談室』の合計の利用者数である。

2. 中小企業従業員の表彰（詳細 167 ページ）

市内の中小企業の発展に功労のあった従業員を表彰し、その労に報いるとともに市内中小企業の振興に寄与することを目的に、毎年表彰式を開催している。

3. 退職金共済制度への加入の奨励（詳細 164 ページ）

雇用の促進と安定を図り、中小企業の振興に寄与することを目的に、中小企業者が退職金共済契約に基づいて支払った掛金の一部に対して補助金を交付し、中小企業者の退職金共済制度への加入を奨励している。

4. 就職支援個別相談

千葉県下の雇用・失業情勢が厳しい中で、雇用・能力開発機構千葉センターと協力し、求職者及び職業生活に不安を抱えている在職者を対象に就職支援を実施する。(表 I - 1)

表 I - 1 就職支援個別相談実績

(単位：人)

	相談件数		
	求職者	在職者	合計
18年度	82	11	93
19年度	115	12	127

5. 障がい者・高年齢者雇用、男女雇用機会均等法等の啓発

千葉南公共職業安定所及び市関係部と連携し、ポスターの掲示やチラシの配布、広報への掲載などにより、関係諸法令や事業主に対する各種助成制度の周知を図り、法令の遵守・助成制度活用の促進について啓発を行っている。

Ⅱ. 職業能力向上支援

1. 職業訓練法人への支援

労働者の能力開発及びその資質の向上を図ることを目的として、市内にある職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を行う法人に対して補助金を交付している。(表Ⅱ-1, 2)

※認定職業訓練

職業能力開発促進法では、事業主がその雇用する労働者に対して、職業能力の開発、資質の向上を図るため、必要に応じた職業訓練の実施に努めることが規定されている。職業訓練のうち、法で定める訓練基準に従って行う職業訓練は、知事の認定を受けられることができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練という。

表Ⅱ-1 市原市認定職業訓練運営費補助金交付実績

(単位：千円)

交付先	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
職業訓練法人 市原共同職業訓練協議会	4,915	4,963	4,619	3,749	3,763

表Ⅱ-2 市原共同高等職業訓練校修了生の推移

(単位：人)

科目		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
普通課程 (1年以上)	木造建築科	4	4	2	0	0
	造園科	7	6	11	8	7
	和裁科	6	3	4	3	4
	小計	17	13	17	11	11
短期課程 (1年以内)	造園科(一級技能士)	0	6	5	7	8
	和裁科(二級技能士)	0	6	0	0	5
	和裁科(技能向上)	0	6	0	0	5
	表具科(技能向上)	20	20	0	0	0
	事務科(パソコン)	88	98	99	80	88
	電気工事科	6	6	10	18	13
	小計	114	142	114	105	119
合計	131	155	131	116	130	

(注) 市原共同高等職業訓練校は、職業訓練法人市原共同職業訓練協議会が認定職業訓練校として設立した機関である。

2. 勤労市民セミナー

経済社会情勢や雇用環境の変化に対応できる職業能力の向上を支援するため、市内の勤労者及び求職者を対象に、学習機会としてパソコン講習を開催している。また、更なる職業能力の向上や就職機会の拡充を図るため、平成17年度から新たに簿記講習を開催している。(表Ⅱ-3)

表Ⅱ-3 勤労市民セミナー内容及び受講者数 (単位：人)

年 度	内 容	定 員	応募者数	受講者数
15	パソコン Word・Excel 基礎	80	154	77
16	パソコン Word・Excel 基礎	120	264	117
17	パソコン Word・Excel 基礎	160	158	152
	簿記講習	40	22	22
18	パソコン Word・Excel 中級	160	142	139
	簿記講習	40	17	17
19	パソコン Word・Excel 中級	160	144	141
	簿記講習	40	21	21

3. 中小企業新入社員講習 (詳細 167 ページ)

市内の中小企業の新入社員を対象に、社会人としての基本的な職業能力の形成及び向上を支援するため、マナーや接遇をはじめ、意識の持ち方やビジネスコミュニケーション能力の向上のための講習を、市原商工会議所と連携して開催している。

Ⅲ. 雇用環境整備

1. 労働相談

近年増加傾向にある不当解雇、賃金不払い、超過労働時間等の労働問題（職業相談及び既に裁判所が関与したものを除く）について、市原市勤労会館内に無料の相談窓口を設置し、社会保険労務士による早期解決への助言・指導を行っている。（表Ⅲ－１）

表Ⅲ－１ 労働相談内容及び件数

（単位：件）

相談内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
賃金・退職金不払い	3	2	4	7	7
サービス残業	-	2	1	-	-
労働条件	1	2	5	5	9
解雇	-	2	6	4	6
その他	-	3	3	5	8
合計	4	11	19	21	30

（注）平成15年度：8月から毎月第4土曜日実施

平成16年度：5月から毎月第2・第4水曜日実施

平成17・18・19年度：毎週水曜日実施（ただし、第5週水曜日及び祝日を除く）

2. 合同就職面接会

市内求職者の雇用環境は改善傾向が見られるものの、依然として厳しい状況にある。

このような中、市内求職者の就職促進を図るため、千葉公共職業安定所（平成18年度は千葉南公共職業安定所）及び市原商工会議所と連携して、市内を中心とした複数の事業所を集めて合同就職面接会を開催している。（表Ⅲ－２）

表Ⅲ－２ 合同就職面接会実績

項目	16年度	17年度	18年度	19年度
実施日	平成16年 12月17日	平成18年 2月24日	平成19年 2月23日	平成20年 2月25日
会場	サンプラザ市原	市原市勤労会館	市原市勤労会館	市原市勤労会館
対象者	新規高校卒業生	若年者 障がい者	一般求職者 障がい者	子育てお母さん 障がい者
参加事業所数	17社	27社(7社)	28社(11社)	23社(13社)
求人件数	26件	34件(7件)	40件(12件)	36件(18件)
求人数	292人	91人(11人)	101件(15件)	59件(31件)
参加求職者数	26人	37人(23人)	72人(41人)	72人(48人)
面接応募者数	35人	40人(28人)	67人(49人)	103人(94人)
採用内定者数	16人	3人(2人)	5人(4人)	8人(7人)

(注) () 内数字は障がい者面接会の実績



合同就職面接会の様子

3. 高校生インターンシップ支援事業

本市では高校生の早期段階の職業意識の醸成及び職業選択能力の向上を図るため、平成17年度より高校生インターンシップ支援事業を実施している。

表Ⅲ－３ 高校生インターンシップ支援事業実績

	応募事業所	実施事業所	実施高校	実施人数
17年度	50事業所	18事業所	4校	39人
18年度	103事業所	82事業所	4校	278人
19年度	77事業所	61事業所	4校	261人

IV. 勤労者福祉

1. 勤労会館（you ホール）

勤労者の文化教養の向上及び健康増進を図るとともに、勤労者の福祉に寄与するため、勤労者福祉施設の核として、平成8年にオープンした。

「友・優・遊・裕・悠（ゆう）」と「you（あなた）」を意味した愛称『you ホール』として親しまれ、毎年多くの勤労者が利用している。

（表IV-1、2、図IV-1）



勤労会館（you ホール）

表IV-1 勤労会館施設内容

所 在 電話番号	市原市五井 8187 番地 1 0436-25-0125		
開館時間 休館日	午前 9 時～午後 9 時 毎週木曜日（木曜が祝日に当たるときは、その直後の土曜日・日曜日及び祝日以外 の日） 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日		
階	施設名	定員 (人)	利用形態
1 階	健康増進室 1	—	トレーニング機器が設置され、個人利用できる。
	健康増進室 2	—	エアロビクス、社交ダンス等の練習場として利用できる。
	和室 1	15	華道、茶道、着物の着付け、会議等に利用できる。 ※1・2 を通しで一室としても利用できる。
	和室 2	15	
	更衣ロッカー・シャワー	—	健康増進室や体育室の利用者が利用できる。
	くつろぎコーナー	—	来館者が気軽に自由に利用できる。
	市原ワークプラザ*	—	市原パートバンク、市原市就職支援コーナーがあり、求人情報の検索や仕事探しの相談、紹介を行っている。 (平成 19 年 3 月 5 日開設)
2 階	会議室 1	26	会議、打ち合わせ、研修会、講習会、少人数のサークル活動等の場として利用できる。 ※会議室 4・5 は通しで一室としても利用できる。
	会議室 2	18	
	会議室 3	18	
	会議室 4	30	
	会議室 5	36	
	創作室	20	絵画、陶芸、工作等の創作の場として利用できる。

階	施設名	定員 (人)	利用形態
2階	陶芸準備室	—	陶芸作品の乾燥や焼き上げの場として利用できる。
	料理実習室	30	調理用具や設備を備え、料理の実習や講習に利用できる。
	音楽室	30	演奏練習、ミニコンサート、音楽鑑賞等に利用できる。
	体育室	—	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球等の試合や練習の場として利用できる。 ※全面、1/2面、1/4面単位で利用できる。
3階	多目的ホール	325	講演会、講習会、各種大会、観劇、音楽会、各種パーティー、ダンス等の会場として利用できる。
	楽屋1・2	—	多目的ホール使用に付随し、講師や出演者等の控室として利用できる。 ※1・2を通しで一室としても利用できる。



健康増進室 1



会議室 1



会議室 4・5



料理実習室



体育室



多目的ホール

表IV-2 勤労会館使用料一覧

〔基本使用料〕

施設の名称	2時間以内	超過1時間につき
健康増進室1	200円	100円

施設の名称	2時間当たり
会議室1	2,440円
会議室2	810
会議室3	810
会議室4	1,220
会議室5	1,420
和室1	910
和室2	910

使用時間		午前	午後	夜間	全日
施設の名称		9:00~12:45	13:00~17:00	17:15~21:00	9:00~21:00
健康増進室2		2,030円	2,750円	3,260円	7,230円
創作室		2,140	2,850	3,460	7,440
料理実習室		2,240	2,950	3,560	7,950
音楽室		2,650	3,560	4,180	9,370
体育室	全面	2,340	3,160	3,770	8,360
	半面	1,220	1,520	1,930	4,180
	1/4面	610	810	910	2,030
多目的ホール		5,190	6,930	8,360	18,450
楽屋1		710	910	1,120	2,440
楽屋2		710	910	1,120	2,440

〔割増料〕

- (1) 使用者が、使用に際し入場料等を徴収する場合(名目にかかわらず、直接又は間接に金銭の収入がある場合をいう。)は、使用料の100分の100に相当する額
- (2) 使用者が、営利を目的とする物品等の展示、発表、宣伝、販売その他これらに類する行為をする場合は、使用料の100分の100に相当する額

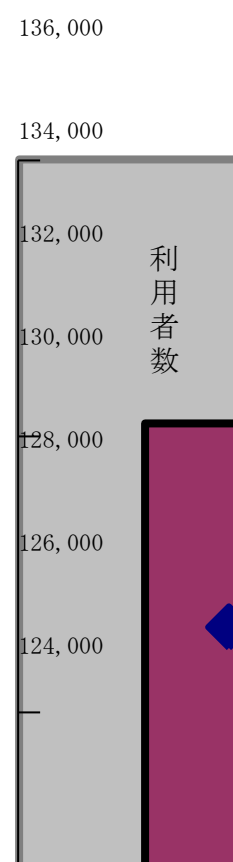
〔附属設備使用料〕

施設の名称	設備の種類	単位	使用料(1回につき)
多目的ホール	照明設備	一式	1,120円
	音響設備	一式	1,120
	舞台設備	一式	710
	映写設備	一式	2,140
	持込み器具使用	一式	1,120
	グランドピアノ	一式	2,140
音楽室	音響設備	一式	1,120
	映写設備	一式	1,120
	アップライトピアノ	一式	1,120
会議室	音響映像設備	1回	1,120
その他	陶芸用電気窯	1日	1,120
	コインロッカー	1回	100

(注) 単位の欄中「一式」とは、午前、午後、夜間それぞれの時間帯での使用をいう。ただし、全日使用にあつては、3回分として算定する。

図IV-1 勤労会館利用件数及び利用者数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
利用件数 (件)	17,023	16,731	15,713	15,910	15,317
利用者数 (人)	133,096	131,960	128,179	130,230	135,447



2. 勤労者団体への支援

勤労者団体が行う福利厚生事業等の活動の促進を図り、勤労者福祉の向上に資することを目的に、市内にある勤労者団体に補助金を交付している。(表V-3)

表IV-3 勤労者団体運営費補助金交付実績 (単位：千円)

交 付 先	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
勤労者団体(3団体)	1,860	1,860	1,650	1,560	1,560

(注) 数値は各団体合計の交付額。

3. 市原市中小企業従業員互助会

市内に勤務する中小企業従業員の福祉制度の確立と生活の安定を図り、労働生産性の向上に寄与することを目的に、市原商工会議所では、福利厚生資金貸付事業やレクリエーション・スポーツ施設利用促進事業等を実施しており、本市は資金提供するなど本互助会の運営に協力している。

中小企業従業員互助会事務局

市原商工会議所 TEL 0436-22-4305